

令和2年度八王子市農業委員会第5回総会会議録

- 1 開催年月日 令和2年8月27日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時20分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 青柳有希子 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 9番 坂本真一 | 10番 田中政博 |
| 11番 村松徹 | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正 | 14番 門倉豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 17番 内田茂 | 18番 福田一訓 |
| 19番 三上正治 | 20番 町田裕通 |
| 21番 石川研 | 22番 井上正芳 |

5 事務局職員出席者

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局長 山崎光嘉 | 課長 須藤文夫 |
| 主査 上原裕之 | 主査 篠原勝久 |
| 主任 萩原健太 | 主事 清水慶秋 |

平成2年度（2020年度）
八王子市農業委員会 第5回総会 議題

（令和2年8月27日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第4 農地の権利移動許可について
- 第5 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第6 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 特定農地貸付けの承認について
- 第10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第11 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第12 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第13 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第14 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第15 農地の権利取得の届出について
- 第16 農地の使用貸借による権利設定の解約について

第 17 農地所有適格法人の事業状況報告について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和2年度八王子市農業委員会第5回総会を開会します。なお、本日農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
7月1日から7月31日までの届出分（5件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
7月1日から7月31日までの届出分（19件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。

第3「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（6件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第4「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第4「農地の権利移動許可について」

譲受人、譲渡人はともに高月町に在住。申請地は高月町にある土地3筆、登記地目は畑、現況は不耕作、面積は合計1,324㎡。譲受人の経営面積は61,000㎡、従事日数は340日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。

8月13日、事務局職員と当該農地の調査を行い、申請者であります、譲受人と面談を行いました。譲受人は、乳牛を中心とした酪農業を営みつつ、高月営農集団の一員として、田んぼでは清流米や酒米を作付けしています。ここで、経営規模の拡大のため、牛の頭数を増やすことを検討していたところ、自身が所有する牛舎と隣接している当該地に目を付けられました。牛の頭数が増えた場合、牛が妊娠中に搾乳を休むための退避場所が必要であり、当該地は牛舎から直接牛を引いて搬入できるため、最適だと考えたそうです。当該農地は、現在山林状態ではありますが、許可を受けた場合には、譲受人が木々の伐採作業を業者に委託し、牛を放牧するための採草放牧地として整備し、利用していくとのことでした。頭数を増やした牛についても、今まで同様に、搾乳した乳全量を東京都酪農協同組合に出荷し、東京牛乳として販売していくとのことでした。譲受人本人のほか、奥様やご両親も農作業に従事することや当該地が譲受人の所有農地と隣接していることから、酪農業経営のための採草放牧地として、今後維持管理していくことに問題はないと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第4については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第5「調整区域内農地の『権利の移動を伴う転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」
譲受人、譲渡人はともに鎌水に在住。申請地は鎌水にある土地1筆、面積は236㎡。当該地は、市街化調整区域のうち用途地域が定められている第3種農地。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、地区の担当委員としてご報告いたします。

7月15日、事務局職員とともに、現地調査を実施しました。今回の転用計画は、譲受人夫婦が父の農地に自宅を建てようというものです。譲受人夫婦は、現在、父と共に本家に居住しています。建物の老朽化が進んでいること、子供が成長し手狭になってきたこと等の理由により、マイホームの建築を検討しており、やはり両親の近くに住みたいという話になり、今回の農地が候補に上がりました。申請地は、西側約50メートルの位置に譲受人の父の本家があります。東側は農地に接しますが、父が所有する農地であるため支障はありません。申請地は、市街化調整区域ですが、第一種低層住居専用地域の土地利用区域が設定されており、「都市計画法第43条第1項」に基づく建築物の新築許可見込みがあるため、問題ありません。市外に出て行く若者が多いなか、両親のもとに残って暮らすというのはたいへん心強く感じますので、今回の転用はやむを得ないと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第6「調整区域内農地の『権利の移動を伴う転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」
譲受人、譲渡人はともに西寺方町に在住。申請地は西寺方町にある土地1筆、面積は900㎡。当該地は、市街化調整区域のうち用途地域が定められている第3種農地。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当委員の声の調子が思わしくないため、事務局で調査報告書を預かっておりますので、代読願います。

事務局

それでは、代読いたします。8月14日、事務局とともに現地調査を実施しました。今回の転用計画は、保育園に隣接する農地を取得し、保育園の園庭を拡張しようとするものです。申請地は、不耕作地で雑草が繁茂している状態でした。現在、保育園の園庭は、子どもたちの運動機能を発達させるためのいわゆる「運動場」として整備されています。保育園としては子どもが自然に触れ合う機会を提供したいと考えているそうです。自然に触れ合うとなると園外へ散歩に出かけなければなりません。そこで、園内で自然と触れ合う環境を整備できないかと模索していたところ、隣地の所有者から保育園の園児の為であればということで土地の提供の申し出があり、園庭の拡張を決断したそうです。今回の転用に当たっては、現在の園庭と農地を隔てるコンクリート塀を一部取り壊し、スロープを設置するほか、敷地の約3分の2にクローバーをまき、緑の広場として使用、残りの3分の1にペコニア、マリーゴールド等の花壇を設置するそうです。市の条例である「八王子市市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例」に該当しますが、すでに事前協議は済んでおり、問題はありません。農地が減るとするのは残念なことではありますが、未来を担う子どもたちがのびのびと学べる環境の整備のためにも、今回の転用はやむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」
貸し手について、住所は多摩市、設定する土地は堀之内の土地2筆、計2,027㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は15か月間。
借り手について、多摩市にある法人、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積は2,027㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間240日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは、ご報告いたします。8月12日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人である法人で農業に従事する方から、今後の作付計画を伺いました。借受人は、農産物の品質管理、利益の出す効率的な農作業の工夫、お客様に喜ばれる対応等を通じて、工賃を得る喜び、辛さ、厳しさを実感し、作業体験の積み重ねによる障害者自身のスキルアップを目指して訓練作業を行っている団体です。精神障害者の農業従事による自立を促し、さらに農業分野で就労できる機会を増やしていくために、平成27年2月に新規就農法人となりました。当該地で収穫した野菜は道の駅への出荷や施設内で販売するほか自前のレストランで使用しているとのこと。また、インターネットを活用した(クックパッドマートの仕組み(※ス

スマートフォンアプリによる農産物ショッピングサイトのこと)を利用した)野菜販売も検討しているようです。今回対象となる農地2筆は、平成27年10月から5年間の利用権設定を受けていましたが、ここで期間の満了を迎えます。更新にあたり、土地所有者と話し合いを重ね、今後は短期間での利用権設定をすることとなったそうです。作付計画書のとおり、タマネギを中心に作付けを行っていきたいとのことでした。利用者の農業従事を通じて地域との連携を更に深め、今後ますますがんばっていただきたいと思えます。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員 今回は15カ月という半端な期間であり、就労継続支援B型という事業をやっており、一定の利用者がいるため急にやめるわけにはいかないとありますが、この利用期間が終わったときに事業者には他の使いやすい土地を紹介できたりするのですか。

事務局 今回は所有者の意向で15カ月と短期間の利用となりました。利用期間が終了し、更新がされなかった際には、市としても、農地バンク制度や農業会議などを紹介できればと考えております。

農業委員 事業者が農業会議と連絡をとりあっているということでしょうか。

事務局 事業者と農業会議が連絡を取り合っているという確認はできておりませんが、そういったところと連携して紹介できればいいと考えております。

農業委員 事業者が相談できるような体制を構築していただければと思います。

農業委員 案件第17の農地所有適格法人も使用貸借を行っています。

議長 ほかにご質問はありませんか。ございませぬので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議はございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 8 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。

事務局より説明願います。

事務局

第 8 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」
貸し手は 2 人。一人は住所が神奈川県横須賀市、設定する土地は下恩方町の土地 1 筆、計 188 m²。もう一人の住所は下恩方町、設定する土地は下恩方町の土地 2 筆、計 737 m²。利用権の種類は「使用貸借による権利」、期間は 5 年間。
借り手について、高尾町にある法人、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積は 1,711 m²。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は 4 人、農作業従事日数は年間 230 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当の委員の声の調子が思わしくないため事務局で調査報告書を預かっておりますので、代読願います。

事務局

それでは、代読いたします。8月14日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施し、借受人である法人の農場長に今後の作付計画をうかがいました。借受人は障害者を対象にグループホームの運営や就労支援事業を実施している団体で、その中でも特に農作業を通じた就労支援等に力を入れています。平成 30 年 11 月、下恩方町の農地を利用権設定により借り受けたことで、新規就農を果たしています。今回利用権設定する農地は、立地的にも環境的にも農作業がしやすい場所であったため、借り受けることを決めたそうです。また、すでに借りている農地から距離が近いため、経営がしやすくなることも理由の一つです。当該地は、雑草が繁茂している状態でしたが、利用権設定がされた後には、農場長が草刈りを実施するとのこと。農場長を含め、スタッフ4人が、交代で、ほぼ毎日利用者を連れて農作業に従事していくとのこと。障害者による農作業なので、すでに借りている下恩

方町の農地と同様に、無農薬による野菜栽培を行っていくとのことでした。収穫した物は借受人が運営する店舗や飲食店で使用するほか、出荷先として、イーアス高尾や業務スーパーなどとの取引があります。当該地の所有者との関係も良好で、水道施設を利用できることになり、利用者の作業環境が整備できると喜んでいました。農場長は、誠実な人柄で、熱心に私の話を聞いて、非常にやる気を感じました。また、農業に対して、きちんと向き合っ取り組む姿勢がうかがえましたので、これからも恩方地域の新規就農者として、がんばっていただきたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第9「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「特定農地貸付けの承認について」
申請者について、住所は府中市。貸付対象農地は上柚木にある土地1筆、合計680㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。8月12日、事務局及び農林課の職員と対象の農地を確認するとともに、申請者から話を伺いました。申請地は、野猿街道「上柚木会館入口」の交差点から北西方向約200メートルに位置し、周辺は肥培管理された畑に囲まれています。大きな道には接していませんが、北側に赤道が接しており、農園の利用者はそこを通ることになります。申請者は、府中市に在住しており、八王子市内に所有している農地は本案件の当該地のみです。この農地は、3月末まで農業経営基盤強化促進法により農地所有

適格法人に貸し付けていましたが、期間満了に伴い返還されました。そこで、今後もお父様から引き継いだ農地を適切に管理していくため、農園を開設することを決めたそうです。今後は、家族の協力を得ながら区画を整理するだけでなく、利用者全員が使用可能な多目的スペースも整備していくとのことでした。利用者募集の方法としては、チラシやポスター掲示を通じて募集することでした。申請地は、傾斜がなく日当たりも良好な土地であるため、利用者にとっては、農作業体験をする場として最適な場所だと思います。今回のように調整区域内ではあるものの都市に隣接する農地を活用する取組事例が増えていくことは、都市農業の振興にもつながりますので、頑張ってくださいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。第9についてご質問はありませんか。

農業委員 利用者募集については、広報でもある程度PRできると思います。農園利用の需要についてはどのように把握するのですか。

事務局 農家は需要を見込んで経営改善等を実施していくことが多いので、今回もそういった見込みがあって開設したものと考えられます。

議長 他にご質問はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することにしました。

第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」 買取申出生産緑地は川口町の土地9筆、計2,966㎡。 買取申出事由の生じた者について、住所は川口町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和元年11月22日」。年齢は「79歳」、年間従事日数は「300日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。7月28日、事務局と当該生産緑地を確認しました。願出者の父は家族で代々農業を営んでおり、20歳頃から農業に携わり始めました。トマト、ジャガイモ、ナス、エンドウ、トウモロコシ等、露地野菜を中心に茶の木なども栽培し、収穫した作物は市場に出荷するほか自家消費や近所に配ったりしてきました。その後、脳梗塞を患い、平成30年頃からは体力が減少し、自力で歩けなくなる等、日常生活で一杯一杯の状態となり、令和元年の夏から3カ月間入院し、昨年11月22日に79歳で亡くなりました。今回の調査により元気だった頃は、生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買取の申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第11「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は中野山王の土地3筆、計1,176㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は中野山王、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は「令和2年7月10日」。年齢は「91歳」、年間従事日数は「300日」。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。8月5日、事務局職員、農林課職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者とその息子さんから話を伺いました。願出者は父のもとで農業に従事し、学校卒業後から長年に渡り農業経営を続けてきました。畑ではサトイモ、トマト、キュウリ、ゴーヤ、ショウガ、ブルーベリーを栽培し、収穫した野菜は自家消費をしていました。願出者は、ヘビースモーカーであったこともあり、平成28年に肺気腫を発症、それ以来現在まで入退院を繰り返している状態です。家の中での生活は介助なく過ごすことはできますが、家から外出するとなると、肺気腫のこともあります。91歳と高齢であることも重なり、歩行時の躓きや、家の裏の畑に出たときに自力で帰宅ができなくなるなど、全てにおいて介助が必要な状態です。願出者の体調が良い時は、畑に出ることが好きのため連れていき息子さんの作業を見守るなどされていますが、農作業をすることは極めて難しい状況です。また、当該生産緑地は、息子さんが最低限の管理をしてきました。今回の調査において、願出者が、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買取の申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は下柚木の土地1筆、計621㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は下柚木、申出者との続柄は「夫」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和2年2月15日」。年齢は「65歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。8月13日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者と、願出者の息子さんから話を伺いました。願出者の夫は、大学卒業後、一般企業に就職、その後平成3年に退職し本格的に農業に携わりはじめました。畑ではトマト、キュウリ、コマツナ、ダイコン、ジャガイモ、ウメなどを栽培し、以前あった丸共青果市場に出荷するほか、自家消費していました。願出者の夫は平成22年から平成28年の6年間、由木地区の農業委員として活躍されました。平成30年12月に体調不良を訴え病院を受診、末期の直腸がんであることが判明しました。その後は抗がん剤治療が始まりましたが、農作業に従事していました。平成31年8月からは体調が悪化したことで、農作業に従事する日が減り、令和2年2月15日、65歳で亡くなりました。闘病中、願出者と願出者の息子さんが畑の維持管理を手伝っていました。願出者の夫は生産緑地を9筆を所有していましたが、願出者と願出者の息子さんが相続し、特定生産緑地の申請を行う予定とのことですが、全ての畑を維持していくことが難しいことから、今回申請する1筆のみ解除することとなりました。今回の調査において、願出者の夫が、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませぬので、進行します。お諮りします。第12については、これを証明することにご異議ございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買取の申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第13「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第13「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は石川町の土地5筆、計4,861㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は石川町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和2年4月17日」。年齢は「68歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。8月6日、事務局職員とともに現地を確認し、願出者からお話を伺いました。願出者の父は、高校卒業後に農業に携わり始めました。トマト、キュウリ、ブロッコリー、アスパラガス、ハクサイ等を栽培し、収穫した作物は北野の市場や道の駅に出荷していました。67歳の時に膵臓がんが発覚し入院することとなり、その後退院しましたが、再発し令和2年4月17日に68歳でなくなりました。願出者の父が膵臓がんのため農作業に従事できない間は、願出者の息子さんが、農地の維持管理を行っていました。今回の調査により、願出があった生産緑地について、お元気だったころは、中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第13については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買取の申し出

がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第 14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は石川町、耕作面積は1,884㎡。相続開始年月日は令和元年11月9日。相続人について、住所は石川町、年齢75歳、被相続人との続柄は「弟」。適用を受けようとする農地は石川町にある3筆、1,488㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和58年9月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは地区の担当委員としてご報告いたします。8月6日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする土地は3筆とも生産緑地の指定を受けている農地です。自宅の南側に位置する生産緑地では、ウメの果樹が植えられ、ウメの果樹が植えられていない部分は自家消費用のトマト、カボチャ、ミョウガ等が作付けされていました。自宅から南東部に位置する生産緑地では、サトイモ、ダイコン、ネギ、サツマイモ等が作付けされていました。収穫物は市場に出荷するほか、自家消費や近所に配っているとのことでした。願出者はもともと農家の家庭に育ち、父親の農業の手伝いをしていました。仕事で海外にいましたが、帰国後の昭和58年からは兄と一緒に農業に従事していました。そのようなことから、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。今後についても、今までと同様に農業経営を行っていくとのことでした。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第14については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第 15「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第 15「農地の権利取得の届出について」を報告。（2件）

ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第 16「農地の使用貸借による権利設定の解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第 16「農地の使用貸借による権利設定の解約について」を報告。（2件）

ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第 17「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第 17「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告。（1件）

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第7番 小林 裕 恵 委員

第8番 菱 山 史 郎 委員

を指名します。よろしく願います。

以上をもちまして、令和 2 年度八王子市農業委員会第 5 回総会を閉会します。

《午後 3 時 2 0 分閉会》